

■農林水産省プレスリリース

「平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/180713.html>

標記の件について、経済産業省より公表されましたので、情報提供いたします。
適宜、会員企業等関係者にお知らせ下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2018/180712saigai.htm>

経済産業省は、平成30年7月豪雨による災害に関して、岐阜県の21市町村、京都府の9市町、兵庫県の15市町、鳥取県の10市町、島根県の1市、岡山県の18市町村、広島県の13市町、愛媛県の6市町、高知県の7市町村、福岡県の1市に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を行います。

(以下、対策の内容)

○特別相談窓口の設置

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県及び福岡県の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構近畿本部、同機構中部本部、同機構中国本部、中部経済産業局、近畿経済産業局、中国経済産業局及び四国経済産業局に特別相談窓口を設置します。

○災害復旧貸付の実施

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県及び福岡県の日本政策金融公庫及び商工中金が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

○セーフティネット保証4号の適用

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県及び福岡県内の災害救助法が適用された各市町において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県及び福岡県の信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。
近日中に官報にて地域の指定を告示をする予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

○既往債務の返済条件緩和等の対応

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県及び福岡県の日本政策金融公庫、商工中金及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務

の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するように要請します。

○小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県及び福岡県内の各市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

○災害救助法の適用地域

岐阜県：高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

京都府：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

兵庫県：豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神埼郡市川町、神埼郡神河町

鳥取県：鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

島根県：江津市

岡山県：岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

愛媛県：今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町

高知県：安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町

福岡県：飯塚市